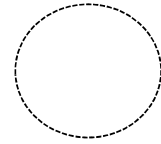


子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第1号)



播磨町長様

		申請日		令和	年	月	日
		認定希望日 (施設利用開始日)		令和	年	月	日
保護者	フリガナ			申請子ども との続柄	生年月日		
	氏名				昭・平	年	月 日
保護者連絡先		(父携帯)		(母携帯)		(自宅)	
居住地		〒 - 兵庫県加古郡播磨町					
子ども申請	フリガナ			令和 年4月1日 時点の年齢	生年月日		
	氏名			歳	平・令	年	月 日
住所		〒 - ※保護者(申請者)と異なる場合のみ記載					

利用(予定含む)する幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚部を記入して下さい。

フリガナ		所在地	都/道/府/県 市/区/町/村
施設名			

下記、確認事項をご確認いただき、チェック欄に☑のうえ署名欄にご署名をお願い致します。

確認項目内の「給付」とは、「施設等利用給付」のことを指します。		チェック欄
1	申請手続きに必要な書類は、播磨町が提出期限と定める日までに必ず提出してください。なお、給付の認定は申請日以降からとなるため、書類の提出が遅れると給付の対象外となる場合があります。	<input type="checkbox"/>
2	認定事務が集中し、審査等に日時を要する場合があります。認定希望日の前日までに審査結果を通知書にてお知らせします。(子ども・子育て支援法第30条の5第5項)	<input type="checkbox"/>
3	虚偽の申請をした場合は、認定を取り消します。一度認定された場合でも、認定が無効になります。	<input type="checkbox"/>
4	申請時の状況(住所や世帯員)に変更が生じた場合、必ず役場窓口へ届け出をしてください。届け出がない場合や、遅れた場合は、認定取り消しや遡及して支払済みの給付費の返還を求めることがあります。	<input type="checkbox"/>
5	播磨町から転出した(する)場合は、給付の認定申請を転出先の市町村で行うこととなります。速やかに播磨町及び転出先の市町村へお知らせください。	<input type="checkbox"/>
6	新制度幼稚園、新制度未移行幼稚園、認定こども園(教育部分)、認可外保育施設に在園している場合の預かり保育料の給付を受ける場合については、保育を必要とする事由(月64時間以上の就労等)が必要ですので、あらかじめ施設等利用給付認定の新2・新3号を申請してください。	<input type="checkbox"/>
7	認定希望日時点で、保育認定を受けて認可保育施設を利用している場合や、企業主導型保育施設を利用している場合は、施設等利用給付認定の申請をすることができません。	<input type="checkbox"/>
8	子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求められます。	<input type="checkbox"/>
9	申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者へ提供することがあります。	<input type="checkbox"/>
10	子ども・子育て支援法第30条の1第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。	<input type="checkbox"/>

以上のことに同意し、幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚部の施設等利用給付認定を希望するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項(第30条の8第1項)の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。なお、幼稚園や特別支援学校の預かり保育事業(※1)は利用しません。

※1. 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

保護者(父)氏名

保護者(母)氏名